

2023年度
河合町人権教育推進協議会
《 総会議案 》



と き 2023年7月18日(火)14時～

ところ 河合町中央公民館 2階 視聴覚室

河合町人権教育推進協議会

2023年度 河合町人権教育推進協議会 総会議案

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 来 賓 挨 拶

4. 議 長 選 出

5. 議 事

第 1 号議案 2022年度 事業報告について

第 2 号議案 2022年度 会計決算及び会計監査報告について

第 3 号議案 2022年度・2023年度 役員の確認について

第 4 号議案 2023年度 顧問(案)について

第 5 号議案 2023年度 活動方針及び事業計画(案)について

第 6 号議案 2023年度 会計予算(案)について

6. 閉 会

2022年度 事業報告

はじめに

河合町人権教育推進協議会は、1979年の結成以来、本協議会規約第2条にある「基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。」を理念とし、さまざまな問題に取り組んできました。そして、一人ひとりがそれぞれの地域課題に焦点をあて、人権意識が根付いたまちづくりを着実に推進するため、一歩ずつその歩を進めてきました。

しかし、社会には依然として許しがたい人権問題が山積しています。戸籍・住民票などの個人情報をも不正に取得したり、役所への問い合わせで同和地区出身であることを特定しようとする事例が多数報告されています。また、匿名性を利用したインターネット上への悪質な書き込みへの早急な対策が求められます。

社会は、従来の集団型社会から個々を尊重する社会へと急速に変容しています。もちろん、個人のプライバシーや価値観は尊重されなければなりません。その一方で、それゆえにさまざまな人権問題が見えづらく、隠されてしまう事例が増加しています。その象徴が、子どもや高齢者への虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)でありますし、コロナ禍で増加しているともいわれています。また、近年その深刻さを増している老老介護・認認介護など、社会全体で対応しなければならない問題の深刻さも浮き彫りになっています。

他にも、障がい者やLGBTQ(性的少数者)に対する差別・忌避意識、在日・訪日外国人を排除しようとする言動、新型コロナウイルス感染症の罹患者や医療従事者への差別など、課題を挙げればきりがありません。悪意なく発した些細な言動が、受けた側からすれば差別と感ずることもあります。“誰一人取り残さない社会”の実現に向けて相手の立場や視点に立ち、正しく理解することがいかに大切であるかを、研修や交流を通して学び合いました。

2020年度、2021年度はコロナ禍により多くの命が奪われ、経済的な打撃も相まって人々のつながりが分断されました。2022年度もコロナの流行は続きましたが、本協議会は工夫を凝らし“ウイズコロナ”の考え方のもと、3年ぶりの対面型による総会をはじめとした諸活動を実施しました。そして、水平社創立100周年を機に世界初の人権宣言「水平社宣言」にふれ、これからの活動の道しるべとすべく想いを馳せました。

以下、2022年度の事業について報告します。

◇主催事業の経過

(1) 総会(参加者57名)

- ・日 時 2022年7月4日(月)14:00~15:30
- ・場 所 河合町中央公民館 集会室
- ・研 修 ビデオ視聴「夕焼け」(ヤングケアラー問題)

(2) 人権学習講座(全4回)

第1回[フィールドワーク事前学習](参加者14名)

- ・日 時 2022年9月9日(金)14:00~16:00
- ・場 所 河合町中央公民館 視聴覚室
- ・講 演 「水国争闘事件の現地を歩く
~川西町下永教願寺から田原本町八尾鏡作神社まで~」
- ・講 師 (公財)世界人権問題研究センター登録研究員 吉田 栄治郎さん

第2回[フィールドワーク](参加者14名)

- ・日 時 2022年10月20日(木)13:00~16:30
- ・場 所 川西町下永~田原本町八尾
- ・ガイド (公財)世界人権問題研究センター登録研究員 吉田 栄治郎さん

第3回(参加者19名)

- ・日 時 2022年11月4日(金)14:00~16:00
- ・場 所 河合町中央公民館 視聴覚室
- ・講 演 「犯罪被害者等の人権を守るために」
- ・講 師 なら犯罪被害者支援センター 事務局長 東元 伸光さん

第4回(参加者18名)

- ・日 時 2022年12月2日(金)14:00~16:00
- ・場 所 河合町中央公民館 視聴覚室
- ・講 演 「高齢者の権利擁護とは何か、一緒に考えましょう
~高齢者虐待の実例から~」
- ・講 師 まつうら社会福祉事務所代表 社会福祉士 松浦 健二さん

(3) 現地人権学習会[2回に分けて実施](参加者計44名)

- ・日 時 2022年11月3日(木・祝)・30日(水)13:30~15:00
- ・場 所 御所市 水平社博物館
- ・内 容 館内展示物見学及び周辺フィールドワーク

◇各種研修会・研究会及び共催事業の経過

年月日	事業名	会場	参加者
5月19日	奈良県人権教育推進協議会(以下奈人推協) 第60回総会	葛城市 マルベリーホール	5
5月23日	北葛城郡人権教育推進連絡協議会(以下郡人推連協) 第39回総会	河合町 中央公民館	13
6月14日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	御所市 水平社博物館	5
7月7日	奈人推協 第37回部落問題講座	大淀町 あらかしホール	4
7月9日	河合町人権・同和問題啓発活動推進本部 差別をなくす町民集会	河合町 まほろばホール	99
8月6日	奈人推協 第43回平和・解放教育講演会	大和高田市 さざんかホール	4
8月26日	奈人推協 第47回夏期研修会	葛城市 マルベリーホール	3
9月10日	奈人推協 第36回識字交流研修会	河合町 まほろばホール	3
10月21日	奈人推協 第22回ブロック別研修会(西部ブロック)	生駒市 北コミュニティセンター	4
11月26日 ~27日	全国人権教育研究協議会 第73回全国人権・同和教育研究大会[奈良大会] (第54回奈人推協研究大会を兼ねる)	奈良市 なら100年会館ほか	74
12月10日	奈人推協 第56回人権問題講演会	葛城市 マルベリーホール	3
12月17日	奈人推協 第21回識字合同学習会(ふれあい広場)	川西町 コスモスホール	3
2023年 1月20日	郡人推連協 第31回「人権と部落問題」郡民研究集会	河合町 まほろばホール	40
2月17日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	河合町 中央公民館	6
	【奈人推協】理事会4回 事務局長会議6回 【郡人推連協】理事会2回 会長・事務局合同会議7回 事務局会議4回		

2022年度 会計決算

(収入の部)

(単位:円)

項 目	当 初 予 算 額	収 入 額	増 減 額	備 考
町補助金	1,518,000	1,568,000	50,000	町補助金 郡人推連協補助金
雑収入	0	4	4	預金利息
計	1,518,000	1,568,004 (A)	50,004	

(支出の部)

(単位:円)

項 目	当初予算額 (1)	流用額 (2)	予算現額 (1)+(2)=(3)	支出額 (4)	執行残額 (3)-(4)	備 考
事務局費	30,000	0	30,000	27,560	2,440	切手代等
会議費	6,000	△1,433	4,567	830	3,737	会場使用料
図書費	27,000	1,433	28,433	28,433	0	研究図書費
事業費	1,174,000	△3,960	1,170,040	900,930	269,110	各種 研修会費等
行動費	8,000	3,960	11,960	11,960	0	出張旅費
負担金	253,000	0	253,000	217,040	35,960	県・郡 負担金
予備費	20,000	0	20,000	0	20,000	
計	1,518,000		1,518,000	1,186,753 (B)	331,247 (C)	

【収入額】

【支出額】

【執行残額】

1,568,004円(A) - 1,186,753円(B) = 381,251円(C)

※ 執行残額については町に返金

監査報告

2022年度河合町人権教育推進協議会の会計監査をしたところ、
決算書のとおり帳簿、証票ともに適正に処理されており、妥当で
あることを認めます。

2023年5月10日

河合町人権教育推進協議会

監査 松井義明



監査 岡田年弘



2023年度 活動方針(案)

はじめに

河合町人権教育推進協議会は、すべての町民が人権問題について正しい理解と認識を深め、部落問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃と、だれもが安心してくらすことのできる社会の実現をめざしています。そして、奈人推協や郡人推連協、その他多くの機関・団体と連携しながら、活動を推進してきました。

さて、今年は関東大震災から100年の節目の年にあたります。1923(大正12)年9月1日正午頃、南関東を中心に死者・行方不明者約10万5,000人と推測される、震度6の大地震が発生しました。当時、ほとんどの建物は木造で、ちょうど昼食の準備で多くの家庭で火を使っていたことも災いし、東京や神奈川の中心部は一面火の海となりました。そして、大勢の避難民や震災孤児が、行く当てもなく路頭に迷いました。その混乱の中で「朝鮮人や共産主義者が井戸に毒を入れた」というデマが流れ、それを信じた自警団などにより、朝鮮人をはじめ、中国人、聴覚に障がいのある日本人、共産主義者などが虐殺されるといったむごたらしい事件が起きました。まさに、人間や社会は命をも脅かされる事態に陥ると、誰かを差別したり落とし込めることで乗り切ろうとする危険性があるのです。これこそ差別の本質ではないでしょうか。私たちはこの過去の痛ましい出来事を教訓とし、差別は物事の正しい判断を曇らせ互いを争わせることで人々を分断し乗り越えようとする力を奪うことにしかならないことを、肝に銘じなければなりません。

世界に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻やミャンマーでの国民弾圧、スーダンでの内戦など、専制・独裁政治による争いが絶えません。その結果、一般市民(特に、社会的弱者とされる子どもや女性、高齢者)が真っ先に標的にされ、目を覆いたくなるような惨劇が起こっています。このようなことを許しては、核兵器をちらつかせ、強力な武力を背景に、力で国や人々を従わせることが当たり前の世界になってしまいます。戦後、いわゆる“平和国家”としての歩みを進めてきた私たちにとっても、決して他人事では済まされません。

国内でも急激な物価上昇を生み、その値上がりが家計を圧迫し経済格差がますます顕在化しています。生活保護率が過去最高になっているのも、その表れです。大人たちのしんどさは、そのまま子どもの貧困を生み、一層加速させているのです。これはまさに人権侵害であり、私たち一人ひとりがきちんとこうした問題に目を向けることが問われているのではないのでしょうか。

こうした一方、法整備や住民運動による“差別する側の意識への働きかけ”が少しずつ実を結び、一定の成果を挙げています。そして、さらなる前進をめざして人権問題に立ち向かい、どうすれば次の世代へ“真に差別のない、一人ひとりが互いを尊重し支え合うまち”を残せるのかを真剣に考え、行動に移す時なのではないのでしょうか。また、私たちがこれまで取り組んできた人権教育・啓発のありようについても、真摯な姿勢での振り返りが必要です。日頃の活動の真価が今ほど問われている時はないとの認識で、現状をみつめ「今できること」を1つずつ積み上げていきましょう。

以下、国及び地方自治体の施策や、SDGs※1の理念、奈人推協及び郡人推連協の提示する活動方針を踏まえ、2023年度の活動方針を提案します。

基本課題

差別の現実に深く学び、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決をめざして、くらしをみつめ、豊かな未来を切り拓く取組を進めよう。

1. あらゆる人権をめぐる現状と課題を正しく認識し、取組を進めよう

インターネットやスマホ、SNS※2などに象徴される高度情報社会の発展によって、いつでも・どこでも多様な情報を瞬時に得ることができ、また、相互に情報発信や意見交換ができるようになりました。特に、10代から20代の若い世代にとっては、日常の1コマとして当たり前のように生活の中にあります。確かに、私たちの暮らしは便利になり、家から出ずとも買い物ができたり、旅行の疑似体験ができるようになりました。しかし、その一方でインターネット上には部落差別を煽る情報をはじめ、在日韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチ、社会的少数者や弱者への攻撃などがあふれています。

ネット被害は子どもにとっても無縁ではありません。学校教育の現場でもパソコンやタブレットが導入され、学習するうえでの重要なアイテムとなっています。その反面、匿名性を悪用した書き込みによるいじめや、性犯罪が多数報告されています。その結果、自ら「いのち」を絶ってしまったり、不登校や家出などの事案が数多く報告されています。日頃から、地域の大人や先生方と子どもとの関わり、信頼関係をつくっていくことの大切さが問われています。私たち周りの大人は、身近なところにいる子どもの状況をよく観察し、少しの変化にでも気付けるような関係性を築く必要があります。また、ヤングケアラー※3の存在も社会問題化しています。これも孤立させない、みんなで支えていけるしくみづくりが求められています。

社会全体では、コロナ禍が拍車を掛けた社会的・経済的不安感が暗い影を落としています。そして、さまざまな形態での特殊詐欺や、場当たりの強盗殺傷事件が連日報道されています。当たり前の日常を突然奪われる被害者の無念さを考えると、胸が張り裂ける思いです。さらに、加害者が罪を犯した背景にも目を向け、同じような事件を起こさせない環境整備が必要です。

外国人を取り巻く状況では、技能実習生を劣悪な環境で働かせたり、不当な中間搾取が横行しています。在日外国人や、さまざまな理由により国を追われ日本で生活している人たちに対する差別や偏見も、日本人として恥ずべきことです。

障がい者の人権保障に関しても、解決すべき問題が山積しています。駅のホームや踏切での痛ましい事故は、教訓として同じことが起きないように改善しなければなりません。また、介助犬への無理解や、外見からは分かりづらい内部機能障がいのある方への接し方などをより良きものにするため、一人ひとりが積極的に学習し自身の知識と感性を養いましょう。

他にも、国の施策上、新型コロナウイルスの扱いは一時期より緩和されてはいますが、完全に終息したわけではありません。そして、今も感染したり後遺症で悩まされている人が大勢います。決して過去のものではなく、今後、もし再び感染爆発したとしても、学び得た大切なものを活かして立ち向かわなければなりません。

以上のように、混沌とした社会だからこそ、私たちは自分の果たすべき役割を自覚し、寛容の精神と勇気を持って具体的な行動を起こすことが求められています。人間関係が希薄になりがちな昨今ですが、問題意識を共有し「人與人」「人と地域」がつながり支え合う、人権尊重を基盤としたまちづくりを進めていきましょう。

2. 人と人が豊かにつながる地域づくりをめざして取り組もう

世界人権宣言の精神を根底に、人権という普遍的文化を地域や社会に確立しようとする取組は、近年より一層推進されてきました。国内において制定・策定された法律や条例には、主に以下のようなものがあります。

2016年

「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)

「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」

「奈良県犯罪被害者等支援条例」

2017年

「奈良県手話言語条例」

2019年

「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」

2020年

「労働施策総合推進法」(パワハラ防止法)

また、河合町では2020年10月に「河合町手話言語条例」が施行されました。手話が言語であるとの認識を一般的なものとするための理解促進と、さらなる普及を目的としています。さらに、今年4月には「河合町まちづくり自治基本条例」が施行されました。住民自治を確立し、一人ひとりの基本的人権が守られ多様性を認め合いながら、安心して安全にくらすことができるまちづくりが基本理念となっています。

このことから、あらゆる場面で人権尊重の立場に立ち、さまざまな人権問題に気づく感性を磨くことが大切です。

関係機関が主催する研修会や交流の場に積極的に参加し、そして学び得たことを次は発信することで、自らの人権意識をより強固なものへと深化させましょう。

そして一步一步確実に、共に歩みを進めましょう。

※1 SDGs : サステナブル・デベロップメント・ゴールズの略。日本語訳:持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致により採択され、17のゴールを軸に「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っている。

※2 SNS : ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上のネットワークを通じて人と人をつなぎ、コミュニケーションが図れるように設計されたサービス。
(例 フェイスブック・ツイッター・LINE・インスタグラム・TikTok など)

※3 ヤングケアラー : 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や交友関係に影響することがある。

2023年度 事業計画(案)

◇ 主催事業

年月日	事業名	会場
7月4日	理事会	河合町中央公民館
7月18日	総会	河合町中央公民館
7月18日	総会后、ビデオ視聴による研修	河合町中央公民館
9月~12月	人権学習講座(4回)	河合町、宇陀市、御所市
11月	現地人権学習会	斑鳩町

◇ 各種研修会・研究会への参加及び共催事業

年月日	事業名	会場
5月18日	奈人推協 第61回総会	葛城市 マルベリーホール
5月26日	郡人推連協 第40回総会	王寺町 やわらぎ会館
7月5日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	王寺町 やわらぎ会館
7月6日	奈人推協 第38回部落問題講座	川西町 コスモスホール
7月8日	河合町人権・同和問題啓発活動推進本部 差別をなくす町民集会	河合町 まほろばホール
7月26日	全人教 教育課題別研究会	和歌山県和歌山市
8月6日	奈人推協 第44回平和・解放教育講演会	奈良市 なら100年会館
8月28日	奈人推協 第48回夏期研修会	斑鳩町 いかるがホール
9月5日	奈人推協 第23回ブロック別研修会(西部ブロック)	斑鳩町 中央公民館
9月9日	奈人推協 第37回識字交流研修会	未定
10月14日	奈人推協 第55回研究大会	葛城市 マルベリーホール 他
10月27日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	奈良市
11月25日 ~26日	全人教 第74回全国人権・同和教育研究大会	兵庫県明石市 他
12月10日	奈人推協 第57回人権問題講演会	葛城市 マルベリーホール
12月16日	奈人推協 第22回識字合同学習会(ふれあい広場)	川西町 コスモスホール
2024年 1月26日	郡人推連協 第32回「人権と部落問題」郡民研究集会	王寺町 文化福祉センター
	【奈人推協】理事会4回 事務局長会議6回 【郡人推連協】理事会2回 会長・事務局合同会議7回 事務局会議2回	

2023年度 会計予算(案)

(収入の部)

(単位:円)

項 目	2 0 2 2 年 度 予 算 額	2 0 2 3 年 度 予 算 額	備 考
補 助 金	1,518,000	740,000	町補助金
雑 収 入	0	0	
計	1,518,000	740,000	

(支出の部)

(単位:円)

項 目	2 0 2 2 年 度 予 算 額	2 0 2 3 年 度 予 算 額	備 考
事 務 局 費	30,000	25,000	切手代等
会 議 費	6,000	2,000	会場使用料
函 書 費	27,000	27,000	研究図書費
事 業 費	1,174,000	463,000	各種研修会費等
行 動 費	8,000	25,000	出張旅費
負 担 金	253,000	188,000	奈人推協負担金 郡人推連協分担金
予 備 費	20,000	10,000	
計	1,518,000	740,000	

加盟機関・団体(67機関・団体)

(敬称略)(順不同)

河合町	消防団	文化協会
河合町議会	選挙管理委員会	婦人会
池部自治会	行政相談員	子ども会連合会
穴闇大字	民生児童委員協議会	人権教育研究会
長楽自治会	保護司	人権擁護委員
城古大字	更生保護女性会	人権・同和問題 啓発活動推進本部
市場自治会	老人クラブ連合会	NPOなら人権情報センター 河合支局
西穴闇大字	身体障害者協会	スポーツ協会
大字城内	手をつなぐ育成会	医師会
大輪田自治会	遺族会	歯科医師会
薬井大字	商工会	農業委員会
山坊自治会	教育委員会	緑化推進委員会
佐味田自治会	社会教育委員	食品衛生協会
泉台自治会	P T A 連合会	食生活推進研究会
星和台自治会	第一小学校	青少年健全育成連絡会
星和台公団自治会	第一小学校 P T A	郷土を学ぶ会
広瀬台自治会	第二小学校	観光ボランティアガイドの会
中山台自治会	第二小学校 P T A	ボランティア連絡協議会
高塚台自治会	第一中学校	要保護児童対策地域協議会
高塚台二丁目自治会	第一中学校 P T A	交通安全対策協議会
久美ヶ丘自治会	第二中学校	地域安全推進委員会
緑ヶ丘自治会	第二中学校 P T A	
彩りの杜自治会	かがやきの森こども園	

河合町人権教育推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、河合町人権教育推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権教育に関する研修会、講演会、講習会の開催。
- (2) 人権教育の各種学習資料の収集と作成。
- (3) 人権教育の各種調査研究。
- (4) 関係諸団体との連絡提携。
- (5) その他必要と認める事項。

(組織)

第4条 本会は、河合町内において本会の趣旨に賛同する機関及び、団体をもって組織する。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第6条 総会は、加盟団体から選出された代表者で年1回開き次のことを行う。

- (1) 会務の報告と承認。
- (2) 活動計画の審議決定。
- (3) 決算の承認および、予算、事業計画の審議決定。
- (4) 役員承認。
- (5) 規約の決定及び変更。
- (6) その他必要事項。

(理事会)

第7条 理事会は別表の加盟団体から選出された理事をもって構成する。

2 理事会は総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて開催し、次の事を審議する。

- (1) 本会の運営についての審議。
- (2) 総会に提出する議案の審議。
- (3) 活動計画の推進並びに実践の交流。
- (4) 役員選出。
- (5) その他、必要事項。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、あわせて会議の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監査は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、役員に異動が生じた時、後任者は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参加)

第11条 本会に、顧問・参加を置くことができる。

- 2 顧問・参加は、理事会で選出し、総会の承認を得る。
- 3 顧問・参加は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第12条 本会の会議は、会長が召集する。会議の議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。しかし、会の性格上、可能な限り、全員一致で議事を進めるように運営するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、河合町教育委員会生涯学習課におく。

- 2 事務局に、事務局長1名、事務局員若干名をおき、会長が委嘱するものとする。
- 3 事務局長、事務局員は、会務および事務を処理する。

(経費)

第14条 本会の予算は、補助金・寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則

この規約は、昭和61年5月27日から適用する。

平成14年7月6日一部改正

世界人権宣言

採択 1948 年 12 月 10 日

国際連合第 3 回総会

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日法律第百九号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、

地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院 法務委員会平成二十八年十一月十六日(附帯決議)
政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院 法務委員会平成二十八年十二月八日(附帯決議)
国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることとはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

宣言

全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の為めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を胃潰されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勦るかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を胃潰してはならぬ。

そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勦る事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讚するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全國水平社